

# 運転免許証をお持ちの65歳以上の南相馬市民の方へ

## 運転免許返納者を支援しています！

1

### 警察署での、運転免許自主返納の手続き



①南相馬警察署へ、有効期限内の運転免許証を持って、申請に行く。  
※運転経歴証明書の発行手続きもしておくと便利！

②その場で取消通知書が交付される。



2

### 取消通知書、または運転経歴証明書を持って役所へ



①取消通知書または運転経歴証明書を持って、近くの役所へ行く。

②後日、タクシー利用券が交付される。  
※交付は1回限りです。



### 【タクシー利用券を交付している各役所の担当窓口】

- ・南相馬市役所 生活環境課（電話 0244-24-5240）
- ・小高区役所 市民総合サービス課（電話 0244-44-6713）
- ・鹿島区役所 市民総合サービス課（電話 0244-46-2113）

3

### タクシー利用券を使う



①タクシー利用券が使えるタクシーに乗る。  
②支払いのとき、本人確認のために運転経歴証明書を運転手へ提示する。  
※運転経歴証明書と一緒に対象同居者証明書を運転手へ提示する。



※地域別定額タクシーサービス『みなタク』とも併用して使えます。

詳しくは裏面へ！

## 1 タクシー利用券について

南相馬市では、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、65歳以上の方で、運転免許証を自主的に公安委員会へ返納された方を対象に、タクシー利用券を交付しています。

## 2 タクシー利用券の交付内容・対象者について

### (1) 交付内容

タクシー利用券20,000円分（1枚500円・40枚綴り）

### (2) 交付対象者（①～③すべてを満たしている方）

- ① 運転免許証返納時に65歳以上の方
- ② 申請時に南相馬市に住民票を有する方
- ③ 返納時、運転免許証の有効期限が残っていること



### (3) 利用対象者

- ① 交付対象者本人
- ② 交付対象者と同居する運転免許証を保有していない方

※注意：タクシー利用券の申請は運転免許証を自主返納してから1年間です。

《例》令和7年7月1日に自主返納した方の場合、令和8年6月30日になります。

## 3 自主返納の手続きについて

### (1) 自主返納申請窓口

- ① 南相馬警察署 電話：0244-24-6143
- ② 福島運転免許センター 電話：024-591-4372
- ③ 郡山運転免許センター 電話：024-961-2100

### (2) 申請手続き

- ・ 本人及び 代理申請ができるようになりました。ただし、委任状が必要です。詳しくは、南相馬警察署（24-6143）へ
- ・ 福島、郡山運転免許センターでの申請は、平日のほか日曜日もできます。  
※郡山運転免許センターは第2・第4日曜日のみ

### (2) 運転免許の取消通知書、運転経歴証明書が交付されます。

- ・ タクシー利用券を利用する際に、「運転経歴証明書」が必要になるため 必ず申請してください。



## 4 タクシー利用券・対象同居者証明書の手続きについて

### (1) 受付窓口

- ・ 南相馬市役所生活環境課（電話 0244-24-5240）
- ・ 小高区役所市民総合サービス課（電話 0244-44-6713）
- ・ 鹿島区役所市民総合サービス課（電話 0244-46-2113）

《申請に必要なもの：「取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」（写しでも可）》

### (2) 申請後の流れ

- ・ 後日、タクシー券の決定通知書とタクシー利用券（該当者には対象同居者証明書）を窓口にて交付いたします。

お問合せ 南相馬市役所 生活環境課 TEL 0244-24-5240